

佐伯市老人デイサービスセンターB型 「中川園」 重要事項説明
介護予防・日常生活支援総合事業 通所型元気アップ事業

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大分県指定 第 4470501232 号)

(2025 年 04 月 01 日改定)

当事業所は、ご利用者に対して介護予防・日常生活支援総合事業通所型元気アップ事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

1 施設経営法人

- 法 人 格 社会福祉法人 双樹会
○法人所在地 大分県佐伯市大字池田 1 6 9 9 番地の 7
○電話・F A X 電話：0972-23-3000 F A X：0972-23-0330
○代表者氏名 理事長 長門 仁
○設立年月日 平成 9 年 7 月 2 3 日

2 ご利用の事業所の概要

(1) 名称等

事業所の名称	佐伯市老人デイサービスセンターB型 「中川園」 (介護予防・日常生活支援総合事業通所型元気アップ事業)
事業所の所在地	〒876-0844 大分県佐伯市向島 1 丁目 3 番 8 号
管理者の氏名	管理者 若 狭 秀 典
電話・F A X	電話：0972-23-3064 F A X：0972-23-3072
事業所指定番号	第 4 4 7 0 5 0 1 2 3 2 号
通常の実施地域	佐 伯 市
事業所の目的	介護予防・日常生活支援総合事業通所型元気アップ事業は、介護保険法に従い、ご利用者とその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、通所型サービスを提供します。
事業所の基本方針	ご利用者の居宅において、日常生活を営むことができるよう、必要な機能訓練を行い利用者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	・毎週 月・水・木曜日の 3 日間を営業日とします。 ・1 2 月 3 1 日から 1 月 3 日は年末年始休業日とします。
営 業 時 間	8：30 から 17：30

(3) 職員の配置状況

事業所では、ご利用者に対して介護予防・日常生活支援総合事業通所型元気アップ事業と指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職員の配置をしています。

管 理 者	1 名	介護職員	7 名
生活相談員	2 名	機能訓練指導員	2 名（看護職員兼務）
看護職員	2 名		

（４） 設備の概要

定 員	3 5 名	（その他の設備）
食堂兼機能訓練室 別室 機能訓練室	1 7 1 . 2 6 m ² 8 8 . 3 2 m ²	サービスステーション
浴室、脱衣室	1 0 8 . 6 8 m ²	洗濯、汚物、リネン室
静 養 室	2 1 . 4 7 m ²	送迎車両

3 事業所が提供するサービス内容と利用料金

（１） サービス内容

通所型 元気アップ事業	認知症発症リスクの高い対象者、生活不活発になる可能性のある対象者に対し、認知症進行予防の為のデュアルタスクや運動、また社会参加へのきっかけづくりとなるサービスを実施します
提供時間	13：30～16：30 3 時間未満

※担当のサービス提供責任者が、利用者の直面している課題等を評価し、ケアプランに沿ってサービス計画書を作成し、同意を得てサービスが実施されます。

～基本的スケジュール～

- 送 迎
- 問 診
- 体力測定
- ウォーミングアップ
- 下肢の運動・有酸素運動
- デュアルタスク（二重課題）
- レクリエーション、創作活動 ・ ・ 等
- 講話、座談会
- 送 迎

※食事提供は行いません。

（自費利用で午前中にご利用される方は必要性に応じて提供します午前中自費利用については別紙参照）

※入浴支援に関し、自立支援に必要である場合には、訓練の内容とし入浴支援を行う場合がございます。

（※午前中自費利用については別紙参照）

(2) サービス利用料金

お支払いいただく各サービス利用料（法定代理受領分：1割.2割.3割負担）は、別紙のとおりです。ただし、制度改正等により変更を生じることが在ります。

(3) ご利用料金のお支払方法

ご利用いただきました利用料金は1か月ごとに計算し請求（利用月の翌月10日に請求書発行致します）いたしますので、翌月

20日までにお支払い下さい。

お支払方法は、口座自動引き落とし、銀行振込み、現金納付の3通りの中から選んで下さい。

○金融機関からの引き落とし

ご利用できる金融機関 大分銀行佐伯支店

職員にご相談下さい。書類による手続きが必要となります。

○銀行振込み

下記指定口座へ振り込み下さい。なお、この場合の手数料は利用者様負担となります。

指定銀行：大分銀行 佐伯支店／普通預金

口座番号：5414200

名 義：佐伯市老人デイサービスセンターB型 中川園 理事長 長門仁

○現金納付

施設窓口で現金でお支払下さい。また、送迎時に職員に渡していただいても結構です。（この場合、領収書は後日となります）

4 解約権

ご利用者は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、契約を解約していただくことになります。

- ① 事業者が解散した場合、破産した場合または止むを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ② 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- ④ 契約が終了した場合。
- ⑤ ご利用者から解約の申し出があった場合。
- ⑥ 事業者から解約の申し出を行った場合
- ⑦ その他、利用者様の身体状況等の変化により事業所でのサービス提供ができなくなった場合。

5 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、医師、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡し、必要な処置を講じます。

ご家族① (緊急連絡先)	氏 名 (続柄)	続柄 ()
	連 絡 先	
ご家族② (緊急連絡先)	氏 名 (続柄)	続柄 ()
	連 絡 先	
主治医 (緊急連絡先)	医療機関名	
	連 絡 先	
救急搬送先	医療機関名	
	連 絡 先	

6 非常災害対策

自然災害時における業務継続計画策定し実施致します。(BCP)

非常時の対応	従業者により、ご利用者の避難等の措置を講じます。
防災計画	施設の防災計画（消防計画）に準じて計画書の作成を行います。
防災設備	定期的に防災設備の点検を実施します。
防災訓練	施設の防災訓練に合わせ実施します。
利用者様の協力（お願い）	事業所では設備点検や防災訓練等を実施しますので、可能な限りのご協力をお願いします。また、火気の取り扱い等につきましては職員の指示を厳守して下さい。

7 サービス内容に関する苦情、相談

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

- ・当事業所における 受付窓口：(責任者) 管理者 若狭 秀典
：(担当者) 生活相談員 荻 あゆみ
生活相談員

電話番号：0972-23-3064

- ・窓口受付 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
公的機関でも、次の窓口で受け付けます。

佐伯市役所 介護保険係	佐伯市中村南町1番1号 電話 0972-22-3117
佐伯市地域 包括支援センター	佐伯市向島1丁目3番8号 電話 0972-23-1632

8 衛生管理及び感染症対策

事業所は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、蔓延しないように以下にかかげる措置を講じます。(感染症発生時における業務継続計画策定BCP)

- ・事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催いたします。
- ・事業者における感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備する。
- ・事業者は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為に研修・訓練を定期的の実施致します。

9 虐待防止・身体拘束廃止について

事業所は、虐待の発生及び又はその再発を防止・身体拘束廃止するため以下の措置を講じます。

- ・虐待防止・身体拘束廃止のための対策を検討する虐待防止対策委員会を設置し、定期的に開催いたします。
- ・虐待防止・身体拘束廃止のための指針を整備致します。
- ・虐待防止及び身体拘束廃止のための研修会を定期的の実施致します。

年 月 日

介護予防・日常支援総合事業 通所型元気アップ事業の提供の開始に当たり、ご利用者に対して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 佐伯市大字池田1699番地の7
社会福祉法人 双樹会

説明者 ⑩

本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、介護予防・日常支援総合事業 通所型元気アップ事業サービスの提供開始に同意します。

年 月 日

ご利用者様 住 所

氏 名 ⑩

利用者代理人 住 所

氏 名 ⑩

介護予防・日常生活支援総合事業利用料金一覧表
佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」

通所型サービス C ころばん事業

(令和 07 年 4 月 01 日～)

【基本料金】

利用回数	基 本 単 位 (金額)		
	1 割負担	2 割負担	3 割負担
週 1 回	1,300 円	2,600 円	3,900 円
週 2 回	2,600 円	5,200 円	7,800 円
送迎加算	利用者負担なし	利用者負担なし	利用者負担なし
中山間地域に居住 する者の送迎加算	利用者負担なし	利用者負担なし	利用者負担なし

【事業実施曜日】

➤ 通所型ころばん事業 : 火曜日・金曜日の午前と
午後

訪問型サービス C ころばん訪問事業

利用料	利用者負担はありません。
実施頻度	必要時（初回に必ず 1 回は実施します）

【内 容】

ころばん事業に関わっているセラピストがご自宅へ伺い、生活における課題を確認させて頂き、環境整備や動作確認を行います。

介護予防・日常生活支援総合事業利用料金一覧表
佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」

通所型元気アップ事業、通所型いきいき支援事業

(令和 07 年 04 月 01 日～)

【基本料金】

利用回数	基 本 単 位 (金額)		
	1 割負担	2 割負担	3 割負担
週 1 回利用・要支援 1	1,798 円/月	3,596 円/月	5,394 円/月
サービス提供体制強化 1	88 円/月	176 円/月	264 円/月
週 2 回利用・要支援 2	3,621 円/月	7,242 円/月	10,863 円/月
サービス提供体制強化 1	176 円/月	352 円/月	528 円/月

※事業対象者：利用回数

【事業実施曜日】

- 元気アップ事業： 月曜 水曜 木曜
- いきいき支援事業：月曜 水曜 木曜 土曜

【加算】(1 割負担時)

算定 サービス提供体制強化 1	上記表参照	介護職員の介護福祉士の割合 (70%以上) 10 年以上の介護福祉士が 25%以上
算定 科学的介護推進体制加算	40 円/月	事業所のケアの質向上のため、利用者情報を国に提供
算定 介護職員等処遇改善加算 1	9.2%/月	月の利用単位数×9.2%

【保険外利用】

	各種利用料金	実施曜日
1 日自費利用料	1, 0 4 0 円	月曜日・水曜日・木曜日・土曜日
半日自費利用料	5 2 0 円	
入 浴 料	5 0 0 円	
食 事 料	5 5 0 円	
お や つ 代	6 0 円	1 回分 (午後～利用の方のみ)
材 料 費	1 0 0 円	1 月当たり

自費利用を希望される場合】

- ・通所型こぼん事業は、午前と午後に事業を実施している為、同日の自費利用は

対応できかねます。その他の曜日であれば可能です。

- ・通所型元気アップ事業といきいき支援事業は、午後から事業を実施している為、同日の自費利用とその他の曜日の自費利用、共に利用可能です(必要性に応じて)。